

事 務 連 絡  
平成 23 年 3 月 20 日

各 { 都道府県  
保健所設置市  
特別区 } 地域保健主管部（局） 御中

（除く、岩手県、宮城県、福島県、  
仙台市、盛岡市、郡山市、いわき市）

厚生労働省健康局総務課地域保健室  
保健指導室

被災地への行政機関に従事する公衆衛生医師等の派遣について（依頼）

今般の東北地方太平洋沖地震については、必要な公衆衛生対策の支援に種々ご協力を賜り、厚く御礼を申しあげます。また、保健師の派遣について御協力頂きありがとうございます。（平成 23 年 3 月 12 日付事務連絡「東北地方太平洋沖地震にかかる保健師等の派遣の有無について（照会）」及び平成 23 年 3 月 17 日付事務連絡「東北地方太平洋沖地震にかかる派遣保健師等の増員について（照会）」）

現在、被災地では避難所が数多く設置され、避難所における避難住民の方々の健康管理等に最大限の努力を行っていただいているところですが、今般、大規模な被害が生じた福島県から災害対策本部長名で県外自治体からの保健師以外の職種も含めた保健医療の有資格者の派遣要請等がありました。また、岩手県及び宮城県においても同様に大規模な被害が生じているところです。

これらの状況を踏まえ、今般、大規模な被災地の 3 県以外の地方自治体の行政機関に従事する公衆衛生医師等の派遣のあっせんを行うこととし、派遣可能な職種（公衆衛生医師、歯科医師、獣医師、薬剤師、歯科衛生士、管理栄養士など）とその人数等について、調査させていただきたく存じます。

つきましては、現時点における貴主管部局で勤務している公衆衛生担当職員及び貴主管部局が所管する保健所等で勤務している医師等の派遣の可否、その場合の体制（派遣等）について、短期間で恐縮ですが、3月23日（水）までに、別紙によりメールにて回答（標題を【大規模被災地派遣】にしてください。）

をよろしく願います。

ただし、既に調査並びに派遣対応させていただいております行政機関所属の保健師等の方々につきましては、今回の調査からは除外いたします。

なお、道府県におかれましては政令市を含めた保健所設置市を、また、東京都におかれましては、特別区も併せてとりまとめの上、回答を願います。

詳細はおってご連絡いたしますが、現時点での現地活動に関する概要は次のとおりです。

- ① 活動内容は、避難所における避難住民に対する健康管理全般にわたる各職種に応じた支援です。
- ② 期間は、避難所の避難住民に対する地元の健康管理対策が軌道に乗るとともに、避難所のニーズが少なくなるまでの当面の間を想定しております。
- ③ 派遣する職員の生活物資（飲料水、食料等）は、極力持参して頂くようお願いいたします。
- ④ なお、現地との間の交通、現地における交通（緊急用車両）、スタッフの交替、その他必要な資器材の調達等は派遣元の各都道府県等において賄うこととし、被災県及び被災県の管下市町村に負担を求めないこととします。

ご協力いただける場合には、当室において派遣調整のうえ岩手県、宮城県及び福島県の所管課に連絡します。

なお、派遣あっせんに係る事務手続については、従前から行っている保健師等の派遣あっせん手続により行うこととします。（貴都道府県等の担当者については、保健師等派遣で従前から登録された担当者とさせていただきます。）

〈連絡先〉

厚生労働省健康局総務課保健指導室 橋本、鈴木  
地域保健室 菊池、南

TEL 03-5253-1111

(内) 2391, 2332, 2394

03-3595-2190

FAX 03-3503-8563

E-mail hokenshidoushitu@mhlw.go.jp